

●香川県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年1月19日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 指定番号 中土指道 第12号
- 2 指定年月日 平成21年12月25日
- 3 指定道路の位置 丸亀市飯山町東坂元字青石2314番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.25メートル  
延長 29.15メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。